

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正について（概要）

改正の背景

- 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている。
 - * 国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.9%で、世界193か国中166位〔列国議会同盟（令和3年1月1日時点）〕
 - * 本法施行後の選挙における女性候補者の割合は、参（2019）：28.1%、統一地方選（2019）：16.0%
- 男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要。

- ①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する
②国・地方公共団体の施策を強化する 等の必要がある。

改正の概要

附帯決議に書かれていた項目を中心に、改正内容を検討

政党その他の政治団体の取組の促進（第4条）

取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、

- 候補者の選定方法の改善
- 候補者となるにふさわしい人材の育成
- セクハラ・マタハラ等への対策 を明記

国・地方公共団体の施策の強化

- ①環境整備（新第8条）
 - 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）を明記
- ②セクハラ・マタハラ等への対応【新設】（新第9条）
 - 防止に資する研修の実施
 - 相談体制の整備 などの施策を講ずるものとする
- ③実態調査（新第6条）
 - 調査対象として、社会的障壁の状況を明記
- ④人材の育成等（新第10条）
 - 施策の例示として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記

関係機関の明示（第2条第4項）

政党その他の政治団体の取組のほか、

- 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
- 内閣府・総務省その他の関係行政機関等

が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことを明記

国・地方公共団体の責務等の強化（第3条等）

「努めるものとする」を「ものとする」に改める など